

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議設置要綱

(目的)

第1条 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前に設置されているエスカレーターの稼働停止後における代替案について、町と地域の実情に即した案とするために必要な事項を総合的に検討するものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議・検討するものとする。

- (1) エスカレーター稼働停止後の代替案
- (2) 前号の実現に向けた負担のあり方

(構成、任期等)

第3条 検討会議の構成員は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 豊能町職員（以下「町職員」という。）
- (4) その他検討会議が必要と認める者

2 学識経験者は、豊能町長（以下「町長」という。）が選任する。ただし、住民又は利用者の代表から推薦があった場合は、町長はこれを尊重するものとする。

3 住民又は利用者の代表は、それぞれ光風台、新光風台各自治会において選任する。

4 町職員は、町長が任命する。

5 その他検討会議が必要と認める者は、必要に応じ検討会議において選任する。

6 構成員の任期は、検討会議の発足時から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の運営)

第4条 検討会議に会長をおき、構成員の互選により選出するものとする。

2 会長は、検討会議を代表し会務を総括する。

3 検討会議の会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上からの要請がある場合は、会長は検討会議を招集しなければならない。

4 会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。

7 検討会議の公開の可否は、検討会議において決する。

8 検討会議の庶務は（第2条に定める協議事項の協議・検討に必要な見積（相見積を含む。）の徴収、その他の検討資料の準備・作成を含む。）は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

(期限)

第5条 検討会議は、平成24年3月31日までに終了し、それまでに第2条に定める協議事項について結論を得るものとする。なお、結論が一つの代替案に集約できない場合は、複数の代替案を併記するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り、検討会議の決議をもって定める。

附則 この要綱は、平成23年5月18日より施行する。